

会計検査院審査規則の一部を改正する規則案に関する
意見募集の結果について

令和２年１２月２５日
会 計 検 査 院
事務総長官房法規課

会計検査院審査規則の一部を改正する規則案につきまして、行政手続法（平成５年法律第８８号）に基づく意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

意見募集の期間：令和２年１１月４日（水）から１２月８日（火）まで（３５日間）

意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見募集の結果

御意見数：２件

御意見に対する考え方：別紙のとおり

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約して掲載しています。

3. 定めた規則

会計検査院審査規則の一部を改正する規則（令和２年会計検査院規則第９号）

以 上

◎ 会計検査院審査規則の一部を改正する規則案に対して提出された御意見の概要及びこれに対する本院の考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	ハンコの有無については偽造させないが大原則だと思う。 そこから廃除か継続か決めればどうか。	今般の会計検査院審査規則の改正は、同規則に基づき会計検査院へ提出される書類が、本人の意思によるものであることを確認する方法としての押印を不要とするものです。 必要に応じて押印以外の方法による本人確認等により本人の意思による提出であることが確認できることから、押印を不要とすることにしていますが、いただいた御意見は、今後の業務において参考とさせていただきます。
2	書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。 押印又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。（なお、記名のみの場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識をしておくべき事と考える。） 例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。 （でなければ、確実性についての質的なデグレードの発生と判断されるものである。） （なお、正当性・公正性についての質の劣化を発生させないのであれば、押印又は署名を求める箇所の減少や、	今般の会計検査院審査規則の改正は、同規則に基づき会計検査院へ提出される書類が、本人の意思によるものであることを確認する方法としての押印を不要とするものです。 必要に応じて押印以外の方法による本人確認等により本人の意思による提出であることが確認できることから、押印を不要とすることにしていますが、いただいた御意見は、今後の業務において参考とさせていただきます。

	一箇所でまとめて行うようにする事等は可と考える。) 国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的になされるようにされたい。その事について留意し、各種手続きにおいての正当性・公正性が確保されるようにされたい。	
--	--	--